

別紙1(第5条第1項関係)

多摩産材認証登録事業者認定基準

多摩産材認証制度実施要領第5条に定める登録事業者については、この基準の定めるところによる。

登録事業者の要件

多摩産材認証登録事業者は、次の要件を満たすものとする。

(1)森林所有者

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②所有山林から搬出される木材の全部又は一部を多摩産材として供給する者

(2)素材生産業者

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③認証材と他の材の選別が確実にできる者
- ④当面の間、東京都内及び東京近郊に住所(事業所)を有する者

(3)原木市場

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③多摩産材認証制度実施要領の運営が実行できるシステムを備えた市場
- ④当面の間、東京都内に住所(事業所)を有する者

(4)製材業者

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③認証材と他の材の選別が確実にできる者
- ④東京都内及び東京近郊に住所(事業所)を有する者

⑤④以外の者で、

ア 直近の2年度、多摩木材センターにおける多摩産材の取扱実績が、概ね100 m³以上ある者

イ アを満たさないが、多摩産材以外の取扱実績や直近2年度以前の多摩産材の取引実績が顕著と認められる者

(5)第7条(2)の多摩産材の取扱い実績は100 m³以上とする。

附則 この基準は、平成18年2月23日から施行する。

附則 平成21年8月7日一部改訂(4)④追加

附則 平成23年6月13日一部改訂(5)実績値10 m³を100 m³に変更

附則 平成24年12月21日一部改訂(4)⑤追加

附則 平成26年7月18日一部改訂(4)⑤改正

附則 平成30年2月28日一部改訂(5)追加

別紙2(第 14 条第1項関係)

多摩産材認証利用事業者認定基準

多摩産材認証制度実施要領第 14 条に定める利用事業者については、この基準の定めるところによる。

利用事業者の要件

多摩産材認証利用事業者は、次の要件を満たすものとする。

- ①多摩産材認証制度の趣旨を理解し、賛同する者
- ②多摩産材認証協議会の行う認証制度に関する説明を受けた者
- ③直接若しくは間接的に多摩産材に係る取引実績若しくは取引予定のある登録事業者(製材業者)からの推薦がある者
- ④多摩産材の入荷、商品等の製造、販売、在庫に関する情報が、検証可能な状態で整理することができる者
- ⑤多摩産材を使用した商品とそれ以外の商品確実に区別し、取り扱うことができる者
- ⑥日本国内に当該商品を製造する工場若しくは販売する店舗を有する者

「多摩産材認証制度」理念

私たち登録事業者及び利用事業者は、多摩産材の認証及び安定供給に努め、多摩地域の森林が、健全かつ持続的に育成できる環境づくりをめざします。

- 1 森林所有者・素材生産業者・原木市場・製材業者・林業関係団体・利用事業者が一致協力して取り組みます
- 2 多摩地域の管理された森林から、産地の明確な木材を供給します
- 3 持続的な森林経営に配慮し、林業・木材産業の活性化に努めます
- 4 森林資源の循環を促進し、森林整備を推進します
- 5 多摩産材を利用する意義を訴え、需要拡大に努めます
- 6 消費者の要望に応え、多摩産材の品質向上に努めます
- 7 登録事業者及び利用事業者の取組事項を遵守し、多摩産材の認証制度の信頼性を高めます

別紙4(第7条第1項(1)、第9条第1項(2)及び第18条第1項関係)

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長 殿

認定の業種：.....
事業者認定番号：.....
事業者名：.....
代表者名：.....[Ⓜ]
所在地：.....

多摩産材認証登録事業者の推薦について

下記の者を、製材業の多摩産材登録事業者として推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

事業者名：.....
代表者名：.....[Ⓜ]
所在地：.....
電話：.....

別紙5(第 16 条第1項(1)関係)

年 月 日

多摩産材認証協議会
会長 殿

認定の業種： _____

登録事業者認定番号： _____

事業者名： _____

代表者名： _____ (印)

所在地： _____

多摩産材認証利用事業者の推薦について

下記の者を、多摩産材利用事業者として推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

事業者名：

代表者名：

所在地：

電話：

(印)

別紙6(第 25 条第1項(2)の②関係)

< 刻 印 >



別紙7(第 25 条第1項(4)の②・(5)の②関係)

< 多摩産材証明印規格 >

多摩産材証明印の規格は次のとおりとする

この材は、多摩産材(東京の木)であることを証明する。

多摩産材認証協議会

認定番号 △△△△

事業者名 ○○○○○○

※証明印の色：朱色

別紙8-1(第 25 条第1項(4)の⑤関係)

< 認証シール(マーク) >



多摩産材認証協議会「認証シール」の使用について

多摩産材認証協議会が作成し、認証シールに付している「認証マーク」の使用については、次によるものとする。

1 使用を認めるもの

認証マークの使用をみとめるのは、東京都、(財)東京都農林水産振興財団及び認証協議会に登録している「登録事業者」、並びに審査委員会が認めたものとする。

2 使用目的

認証マークの使用が、多摩産材のPR、需要拡大等に資するものであること。

3 使用方法

- (1) チラシ等の印刷物に印刷する場合
- (2) ホームページ等の電子媒体に書き込む場合
- (3) 木材・木材製品にレーザー等で加工、刻印する場合
- (4) その他

4 使用料

認証マークの使用承認に当たっては、使用料は徴収しない。

5 使用承認願等の様式

認証マークの使用に際しては、事前に、つぎの使用届等を提出すること。

- (1) 東京都及び(財)東京都農林水産振興財団が使用する場合には、別記 1 の「多摩産材認証マーク使用承認願」を提出すること。
- (2) 会員が使用する場合は、別記 2 の「多摩産材認証マーク使用承認願」を提出すること。

6 使用承認の様式

前記5のイ)について、認証協議会が認証マークの使用を承認する場合は、別記 3 による。

(平成21年12月21日開催の認証協議会で承認)

別記1

番 号
年 月 日

多摩産材認証協議会
会長 殿

(財)東京都農林水産振興財団
理事長 印

多摩産材認証マークの使用について

多摩産材認証協議会が制定している「認証マーク」を下記のとおり使用したいので届けます。

記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 作品を展示する 場合	
展示場所	
展示期間	

別記2

番 号
年 月 日

多摩産材認証協議会
会長 殿

登録番号
住 所
事業所名
代表者名

印

多摩産材認証マークの使用承認願

多摩産材認証協議会が制定している「認証マーク」を下記のとおり使用したいので承認願います。

記

1 使用目的	
2 使用方法	

別記3

多摩産材認証協議会認証マークの使用について

年 月 日付で、貴社から申請のあった多摩産材認証協議会の認証マーク
(以下「認証マーク」という。)の使用については、下記の条件を付して承認する。

記

1	目的外使用の禁止等	認証マークは、使用申請のあった目的物以外には 転用・流用等の使用を禁止する。 また、協議会の目的に沿わない使用が認められた 場合には、使用承認を取り消すものとする。
2	認証マーク使用に伴う 料金等の徴収	無料とする。
3	使用承認の期間	承認の日から2年間
4	使用承認の期間の更 新	使用承認の期間終了後、認証マークを引き続き使 用する場合は、その都度申請書を提出し、更新の 手続きを行うこと。
5	その他	認証マークの使用に関して、疑義のある場合は当協 議会へ相談すること。

年 月 日

多摩産材認証協議会

会長 殿

使用承認申請者

所在地

事業所名

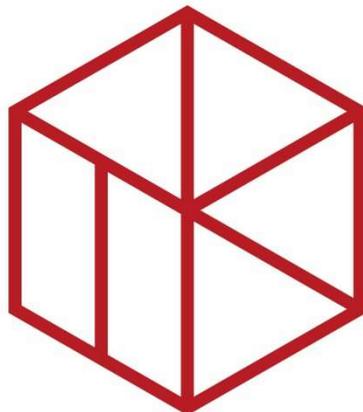
代表者名

㊟

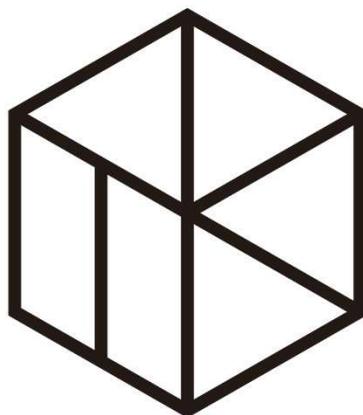
別紙9(第 25 条第 1 項(5)の③関係)

< 「とうきょうの木」愛称マーク >

とうきょうの木



とうきょうの木



多摩産材認証制度検証指針

1 目的

この指針は、多摩産材認証制度実施要領第 26 条に基づき、登録事業者(製材事業者)及び利用事業者(以下「事業者」という。)が自主的に取り組む検査(以下「自主検査」という。)、並びに多摩産材認証協議会(以下「協議会」という。)の役割について定め、認証制度の適切な運用を検証し、もって消費者に信頼される確実な産地証明を継続することを目的とする。

2 自主検査及び方法

- (1) 自主検査は、多摩産材認証制度実施要領に基づく多摩産材の分別管理の運用状況とする。
- (2) 実施方法は、「多摩産材認証制度自主検査等実施マニュアル」を別に定めるものとする。

3 事業者の責務

事業者は、多摩産材の分別管理の徹底が消費者の信頼に応えることとなることを自覚し、自主検査に積極的に取り組み、その結果を協議会に報告するものとする。

4 協議会の役割

- (1) 協議会は、事業者から報告のあった自主検査の結果を踏まえ、必要と認められた場合には協議会事務局による点検(以下「事務局点検」という。)を行うものとする。
- (2) 協議会は、事務局点検の結果、適正に運用されていると認められる場合は、その旨を口頭により、事業者に伝える。
- (3) 協議会は、事務局点検の結果、不適正に運用されていると認められる場合は、その旨を口頭により事業者に伝え、適正に運用するよう改善を促す。協議会は、後日、改善結果を確認するものとする。

5 改善指導及び確認

- (1) 事務局点検の結果、事業者が要領第 12 条(認定の取消し)に該当するような不適切な行為等を行っていることが明らかとなった場合は、「多摩産材認証制度運用改善通知書」(別紙)の送付により、改善指導を行う。
- (2) 協議会は、前項の改善指導を行った場合は、30日以内に、改善の有無を確認する。

附則 この指針は、令和6年3月19日から施行する。

別紙

年 月 日

多摩産材認証制度運用改善通知書

殿

多摩産材認証協議会
会長 ⑩

年 月 日に実施した多摩産材認証制度の運用に関わる検証で、下記のとおり改善点が必要と認められるので、速やかに改善措置を行うよう通知する。

改善項目

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

別紙 11(第 27 条関係)

多摩産材認証制度に関わる認定料等の徴収規程

多摩産材認証制度実施要領第 27 条に定める認定料、更新認定料及びシール販売手数料等については、この規定に定めるところによる。

(認定料等の金額)

第1条

認定料等の金額はつぎのとおりとする。

(1)認定料	登録事業者	30,000円
	ただし森林組合	100,000円
	利用事業者	30,000円
(2)更新認定料	登録事業者	5,000円
	ただし森林組合	10,000円
	利用事業者	5,000円
(3)シール販売手数料	1枚当たり	30円

(認定料等の徴収の対象者)

第2条

認定料及び更新認定料は、当面の間、製材業者、森林組合及び利用事業者から徴収する。

(認定料の徴収の免除)

第3条

認定料を納付した登録事業者が利用事業者を兼ねる場合は、利用事業者としての認定料の徴収は免除する。ただし、更新認定料については、登録事業者と利用事業者のそれぞれの金額の合計を徴収する。

(認定料等の納付)

第4条

- (1)認定料は、認定時に納付する。
- (2)認定更新料は、認定の翌年度から毎年4月に納付する。
ただし、認定の抹消、取消しによる減額は行わない。

(使用料の金額)

第5条

利用事業者が「とうきょうの木」愛称マークの使用に支払う使用料は、令和7年3月 31

日までの間は無料とする。

(使用料の徴収の対象者)

第6条

使用料は、販売を目的とする商品に愛称マークを使用する利用事業者から徴収する。

(使用料等の納付)

第7条

(1)使用料は、使用承認時に納付する。

(2)承認の取消しや製造個数の減少等による返金を行わない。

附則 この規程は、平成 18 年2月 23 日から施行する。

附則 この規程は、平成 19 年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成 20 年 12 月8日から施行する。

附則 この規程は、令和4年3月 15 日から施行する。